

# 東温市子ども医療費助成制度

東温市では、保険診療による中学生までの医療費を助成します。

「子ども医療費受給資格証」を交付し、医療機関の窓口で提示することで、保険診療分の医療費の窓口負担がなくなります。

## ☆受給資格者証の使用方法

### 〈県内の医療機関を受診する場合〉

受診した医療機関等の窓口で、「健康保険証」と「子ども医療費受給資格証」を提示してください。保険診療による医療費の自己負担分を助成します。

### 〈県外の医療機関を受診する場合〉

県外の医療機関等では、子ども医療費受給資格証は使用できません。

医療機関等の窓口で自己負担分を支払った後、市役所で払戻しの申請をしてください。

請求期限は、診療日の翌月から起算して2年以内です。

### 払戻しの申請に必要なもの

- ① 子ども医療費請求書（市役所でお渡しします。ホームページからダウンロードもできます）
- ② 医療機関の領収書（医療点数等、明細が分かるもの）
- ③ 健康保険証（お子さんのもの）
- ④ 振込先のわかるもの（お子さん名義ではなく、受給資格者名義のもの）

※請求は、医療機関ごと、入院・通院別、1ヶ月ごとに必要です。

※いずれの場合も、入院時の食事代や、保険適用外（予防接種や文書代、入院時の差額ベッド代など）の費用は助成の対象になりません。

### 〈学校、幼稚園、保育所等の管理下での負傷や疾病等で受診する場合〉

日本スポーツ振興センターの災害給付対象の医療費となりますので、受給資格証を使用せず、窓口で自己負担額を支払ってください。

給付金の申請により、日本スポーツ振興センターから自己負担額と加算額が支払われます。かかった費用の額によって給付金の対象外となった場合は、東温市子ども医療費から自己負担額を助成します。お手数ですが、上記の「払戻しの申請に必要なもの」を持参の上、市役所で払戻しの申請をしてください。

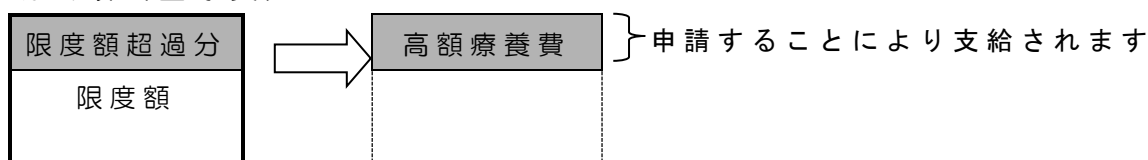
## ☆高額療養費について

助成対象者の医療費が入院等で高額となり限度額を超えた場合、加入する健康保険より高額療養費が支給されます。この高額療養費は支払った医療費に対して給付されるものですので、助成対象者の医療費を助成した東温市が受け取るものとなります。

助成した医療費が高額療養費に該当し、東温市が健康保険に高額療養費を申請する場合、助成対象者が加入する健康保険の被保険者の委任がその都度必要となりますので、市役所社会福祉課からご連絡させていただきます。ご協力お願いいたします。

### ■高額療養費のイメージ

助成額（医療費）



※食事代や差額のベッド代などは含まれません。（保険適用内の医療費のみ対象）

### ■限度額適用認定証について

医療機関に支払う医療費の自己負担額を限度額までの請求とすることができる証です。お手順をおかけしますが、医療費が高額になりそうな際には事前に、加入されている健康保険に申請していただきますようお願いいたします。

限度額適用認定証の申請書をご記入いただき、加入されている健康保険に提出すると、交付されます。受診の際は、限度額適用認定証と保険証を窓口でご提示ください。

なお、詳しい申請方法につきましては、加入されている健康保険にご確認ください。

## ☆お問い合わせ

東温市役所 1階 7番窓口 社会福祉課 電話 964-4406